

②

正社員化促進支援奨励金

大分県商工観光労働部 雇用労働室

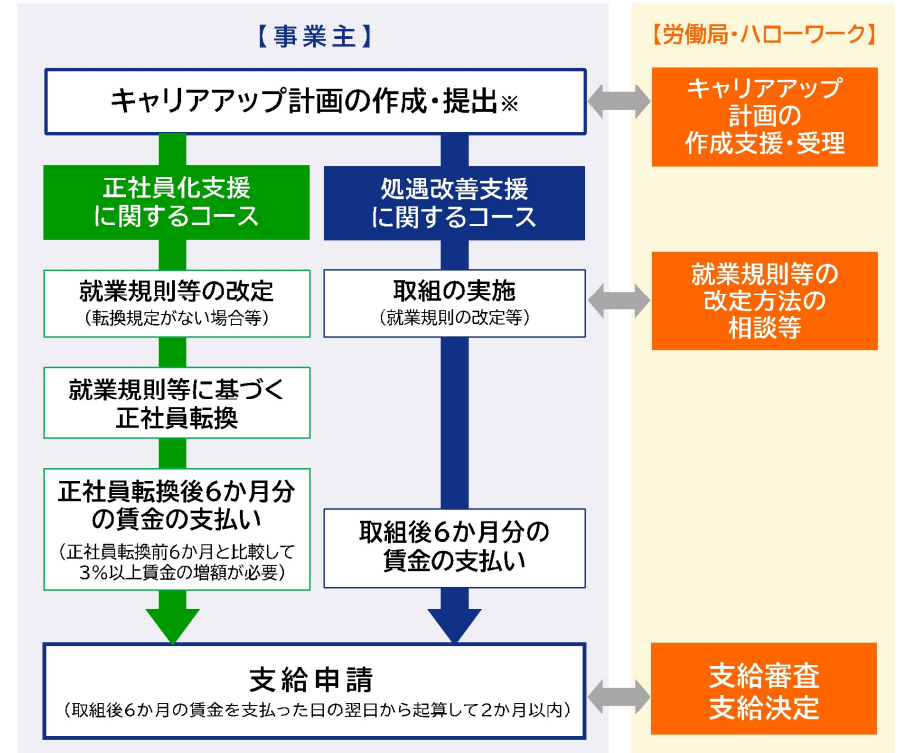
キャリアアップ助成金のご案内(令和7年度7月)

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者(以下「有期雇用労働者等」といいます。))といった、**非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		中小企業の助成額		大企業の助成額	
正社員化支援	正社員化コース	有期雇用労働者等を正社員化(※)した場合(1人当たり)	重点支援対象者★	左記以外	重点支援対象者★
		①有期→正規	80万円	40万円	60万円
	障害者正社員化コース	②無期→正規	40万円	20万円	30万円
		※ 以下a～cのいずれかに該当する者 a. 雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b. 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c. 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支助助成金の特定訓練修了者 ※ 正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円) ※ 多様な正社員制度(注)を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算(注:勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上) 1事業所当たり40万円(大企業の場合、30万円)			
	障害者正社員化コース	① 重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合			
		有期→正規	120万円		90万円
		有期→無期	60万円		45万円
		無期→正規	60万円		45万円
		② 重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者以外の場合			
		有期→正規	90万円		67.5万円
処遇改善支援	賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合(1人当たり)	3%以上4%未満	4万円	2.6万円
			4%以上5%未満	5万円	3.3万円
			5%以上6%未満	6.5万円	4.3万円
			6%以上	7万円	4.6万円
	賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり	60万円	45万円
		※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円(大企業の場合、12.6万円)			
	賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賞与規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり	40万円	30万円
		※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円(大企業の場合、12.6万円)			
	社会保険適用時処遇改善コース	短時間労働者に以下のいずれかの取組を行った場合(1人当たり)	手当等支給メニュー	50万円	37.5万円
		①新たに社会保険の被保険者となった際に、手当支給・賞与・労働時間延長を行った場合	併用メニュー	50万円	37.5万円
		②労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者とした場合	労働時間延長メニュー	30万円	22.5万円
NEW	短時間労働者労働時間延長支援コース	(1年目の取組)	労働時間の延長	賃金の増加	小規模企業
		短時間労働者に右の①～④のいずれかの取組を行った場合(1人当たり)	①5時間以上	—	中小企業
			②4時間以上5時間未満	5%以上	大企業
			③3時間以上4時間未満	10%以上	
			④2時間以上3時間未満	15%以上	
		(2年目の取組)	①労働時間をさらに2時間以上延長	—	
	短時間労働者労働時間延長支援コース	1年目の取組後、短時間労働者に右の①②のいずれかの取組を行った場合(1人当たり)	②基本給をさらに5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用	25万円	20万円
				15万円	

キャリアアップ助成金申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、各コースの実施日の**前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要**です。



※ 計画の提出(支給申請)は、窓口への持参、郵送、電子申請によって行うことができます。

- 支給要件の詳細や助成上限(人数・回数等)については、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。パンフレット、申請様式、Q&A等も掲載しています。
- 正社員化コース、障害者正社員化コース、社会保険適用時処遇改善コースは、各支給対象期の取組を講じた場合の合計金額です。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください

キャリアアップ助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

厚生労働省
キャリアアップ助成金





大分県正社員化促進支援奨励金のご案内

New!

大分県正社員化促進支援奨励金は、
国の「キャリアアップ助成金」と一体となって、
非正規雇用労働者、障がい者の正社員化(賃上げ)を
行う中小企業等の取組を支援する制度です。

・国の「キャリアアップ助成金(正社員化コース、障害者正社員化コース)」
に上乗せ支給

・就職氷河期世代※を正社員化
した場合は基本支給額をさらに加算



※ 就職氷河期世代：昭和43年4月2日～昭和63年4月1日までの間に生まれた方

キャリアアップ助成金(国)		大分県正社員化促進支援奨励金		国と県の 支給額合計
コース・支給額(中小企業)		基本支給額	就職氷河期世代 加算額	
正社員化コース	40～80万円	5万円	5万円加算	最大90万円
障害者正社員化 コース	45～90万円	5万円	5万円加算	最大100万円

(支給額、加算額は一人あたりの金額)

国の制度概要(キャリアアップ助成金)

◆正社員化コース、障害者正社員化コース

・賃上げ(3%以上)を行い、有期雇用労働者等を正社員化(昇給、賞与又は退職金等
を適用)後、6か月以上雇用した事業主に対して支給される

※キャリアアップ助成金の詳細は大分県労働局助成金センターにお問い合わせください。

◎制度の詳細は、大分県ホームページで
必ずご確認ください。

こちらからチェック



お気軽にお問い合わせ
ください



申請・問い合わせ先：

大分県商工観光労働部 雇用労働室(県庁本庁舎7F)

TEL:097-506-3345 E-mail:a14330@pref.oita.lg.jp

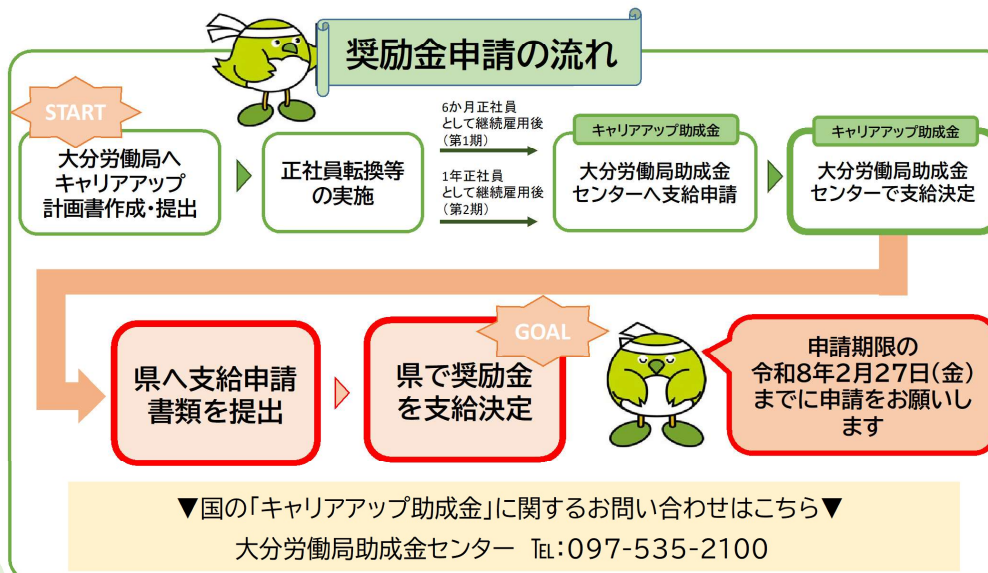
奨励金の主な支給要件



その他にも支給要
件がありますので、
必ず要綱をご確認
ください。

- ◎ 厚生労働省の「キャリアアップ助成金」(正社員化コース、障害者正社員化コース)を受給したこと
※正社員転換等の実施前に、キャリアアップ計画書を作成し、大分労働局へ提出する必要があります
※キャリアアップ計画に基づき、令和6年4月1日以降に正社員転換等を行い、令和7年4月1日以降
に正社員化コース等の支給決定通知を受けていること(1期、2期どちらでも可)
- ◎ 大分労働局管内に雇用保険適用事業所があること
- ◎ 就職氷河期世代の加算の対象者は、昭和43年4月2日～昭和63年4月1日の間の生まれとする 等

奨励金申請の流れ



奨励金の申請書類

- ・大分県正社員化促進支援奨励金 支給申請書兼請求書(様式第1号)
- ・誓約書(様式第2号)
- ・「キャリアアップ助成金」正社員化コース等の支給決定通知書の写し
- ・「キャリアアップ助成金」正社員化コース等の支給申請書
(様式第3号:第1面、別添様式1-1、1-2)の写し

◎奨励金の支給要綱、支給申請書や各種様式
については、大分県ホームページで確認、
ダウンロードしてください。

こちらからチェック



雇用LL① R070523